

計量法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年十二月十八日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第三百八十一号

計量法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第百五十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。
別表第四第十四号中「七十二万七千三百円」を「八十一万五千六百円」に改め、同表備考中「第十三号」の下に「第十四号」を加える。

附 則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

経済産業大臣 武藤 容治
内閣総理大臣 石破 茂